

おしらせHOTコーナー 案内

おしらせ HOT ほんっとコーナー

日時・期間
場所 対象
内容
持ち物
定員 費用
申し込み
問い合わせ

●市役所の電話
996-2111
●FAX
995-7367



平成23年版県民手帳頒布

日12月24日(金)まで 午前9時～午後5時(土・日・祝日を除く)

場企画経営課(2階)

八潮市特別人権相談所開設

相談は、無料で予約はいりません。秘密は固く守られます。

日12月9日(木) 午前10時～午後4時

場市役所第2会議室(2階)

内あらゆる場面における人権に関する相談※相談員Ⅱ人権擁護委員

★人権擁護委員とは

法務大臣から委嘱された人権擁護委員は、国民の基本的な人権が侵害されないように監視し、侵害があった場合には、適切な処置を講ずることによって救済を図ります。

★人権週間(12月4日(土)～10日(金))

市役所ロビーにおいて、12月6日から12月10日まで人権パネルを展示します。

内人権・男女共同参画課(811)

路上喫煙者の数を調査

～喫煙率が5分の1に激減～

平成21年12月1日に施行した路上喫煙防止条例は施行から1年が経ちます。そこで、駅周辺の路上喫煙禁止区域内の通行者数と路上喫煙者数の調査を行いました。(八潮駅周辺の6地点で、朝、昼、午後、夕方それぞれ2時間ずつ調査)

●今回(平成22年7月調査)

通行者数1万2514人 路上喫煙者数62人 路上喫煙者率0.50パーセント

●前回(平成21年7～8月調査)

通行者数1万1702人 路上喫煙者数325人 路上喫煙者率2.78パーセント

市民の皆さんの環境意識の高まりや喫煙マナーの向上、喫煙場所の設置など路上喫煙防止条例が、路上での喫煙者数が減少した結果となりました。

今後も、市民の皆さんのご協力を願います。

環境リサイクル課(234)

要件を満たす方

①公共職業安定所や学校、児童福祉施設などの職業紹介で、市内に就職が内定していること。

②身元保証契約時において、市内に住所を有していること。

保証期間 3年以内

内身元保証契約は、八潮市長と雇用主が締結。被保証人が故意または重大な過失により、雇用主に業務上の損害を与えた場合、市が1契約30万円を限度として賠償

内身元保証契約は、八潮市長と雇用主が締結。被保証人が故意または重大な過失により、雇用主に業務上の損害を与えた場合、市が1契約30万円を限度として賠償

内身元保証契約は、八潮市長と雇用主が締結。被保証人が故意または重大な過失により、雇用主に業務上の損害を与えた場合、市が1契約30万円を限度として賠償

内身元保証契約は、八潮市長と雇用主が締結。被保証人が故意または重大な過失により、雇用主に業務上の損害を与えた場合、市が1契約30万円を限度として賠償

市内マンホール等調査実施

日11月上旬～平成23年3月下旬

場市内の公共下水道用開始区域の一部(南後谷、新町、木曾根、二丁目、緑町一～五丁目)

内災害などの緊急時に備えて、道路上のマンホールや宅地内に設置した公共汚水マスの設置状況および劣化具合を、市の委託業者(市の身分証明書・市の腕章を携帯)が調査。

内下水道課(422)

内下水道課(422)

全国「斉」女性の権利ホットライン強化週間

日11月15日(月)～21日(日) 午前8時30分～午後7時(20日・21日は午前10時～午後5時)

相談専用電話 ☎0570・070・810
内秘密は厳守します。※相談員Ⅱ法務局職員、埼玉県人権擁護委員連合会男女共同参画社会推進委員などの女性相談員

内さいたま市方法務局人権擁護課(048・863・9589)

女性に対する暴力をなくす運動

(11月12日(金)～25日(木))

配偶者からの暴力、性犯罪、売買春、セクシャル・ハラスメント、ストーカー行為など女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害します。市では、期間中、八潮メセナ・アネックスにて女性に対する暴力防止のパネル展示を行います。この機会に、男女のあり方を見直し、よりよい男女共同参画社会をつくっていきましょう。

内人権・男女共同参画課(811)

やすらぎ臨時休館

館内清掃などのため、11月21日(日)は臨時休館となります。

内身体障害者福祉センターやすらぎ ☎997・8553

中小企業組合を設立しませんか

中小企業組合は、法律に基づいて、県など行政庁の認可を受けて設立できます。

●事業者のための事業協同組合です！
中小企業者4社以上が集まり設立できます。組合事業を共同で行うことができ、コストダウンをはじめ、販路の拡大、受注の確保や取引条件の改善などを図ることに役立ちます。

●企業組合で創業しよう！
事業者に限らず勤労者や主婦、学生などの個人、4人以上で設立できます。事業が限定されないため、特産品の販売、介護サービス、衣料品のリサイクルなども行えます。

内埼玉県中小企業団体中央会春日部支所 ☎048・753・0111
<http://www.sakumi.or.jp>

全国「斉」女性の権利ホットライン強化週間

日11月15日(月)～21日(日) 午前8時30分～午後7時(20日・21日は午前10時～午後5時)

相談専用電話 ☎0570・070・810
内秘密は厳守します。※相談員Ⅱ法務局職員、埼玉県人権擁護委員連合会男女共同参画社会推進委員などの女性相談員

内さいたま市方法務局人権擁護課(048・863・9589)

税務署からのお知らせ
①相続または贈与などに係る生命(損害)保険契約などに基づく年金の税務上の取扱いの変更
相続、贈与などにより取得した生命保険契約や損害保険契約などに係

内さいたま市方法務局人権擁護課(048・863・9589)

全国秋の火災予防運動

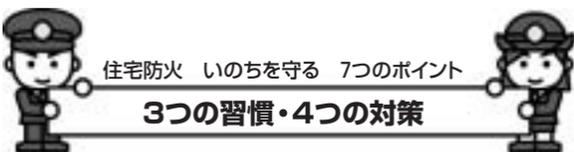
11月9日(火)～11月15日(月)

『「消したかな」あなたを守る合言葉』

この運動は、火災予防思想を一層広めることで火災の発生を防止し、高齢者などを中心とする死者の発生を減らし、財産の損失を防ぐことを目的としています。

【重点目標】

- 住宅防火対策の推進
条例により義務化された住宅用火災警報器を設置しましょう。
*悪徳な訪問販売員による被害が各地で多発しています。十分注意しましょう。
- 放火火災防止対策の推進
ゴミは収集日に出すことを徹底し、家の周りに新聞、雑誌など燃えやすいものは置かないようにしましょう。
- 地域の防火対策の推進
防災訓練に進んで参加し、地域ぐるみの協力体制を築きましょう。



- ### 3つの習慣
- ☆寝タバコは、絶対しない。
 - ☆ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
 - ☆ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。
- ### 4つの対策
- ☆逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
 - ☆寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
 - ☆火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。
 - ☆お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

内消防本部予防課 ☎996-0134

自動車の運転はエコドライブで！

県では、地球温暖化防止と大気環境改善のための環境にやさしい自動車の運転方法であるエコドライブの普及を推進しています。ぜひ、エコドライブを実践してください！

エコドライブの方法

- ①ふんわりアクセル
- ②加減速の少ない運転
- ③早めのアクセルオフ
- ④アイドリングストップ

内県大気環境課 ☎048・830・3064

勤労者向け融資制度

(結婚・子育て支援資金)

内①結婚Ⅱ本人または三親等以内の親族の結婚費用②育児Ⅱ妊娠から小学校入学までに発生する育児費用③教育Ⅱ入学金・授業料などの教育資金

融資金額 ①100万円②200万円
貸付利率 年1.9パーセント

さいたま市方法務局(本局)の庁舎移転

新庁舎では11月22日(月)から業務を開始します。
移転先 〒338-8513さいたま市中央区下落合5-12-1さいたま第2法務総合庁舎

内11月19日まで ☎048・863・2211
11月22日から ☎048・851863・1000